

特集 消費生活相談室

多重債務は必ず解決できます

相談受付
 午前 9 時～正午
 午後 1 時～ 4 時
 ※土・日・祝日を除く
 問い合わせ
 市民部市民生活課

平成19年度の消費生活相談 多重債務の相談件数が過去最高に

平成19年度の相談総件数は1千157件(苦情97件、問い合わせ86件、要望2件)で、前年度から約5・7%(55件)増加しました。

相談内容別にみると、「契約・解約」に関する相談が全体の83・8%を占め、突出して多くなりました。高額契約の相談も年々増加傾向にあり、19年度は契約金額の合計が9億1千200万円にも上りました。契約トラブルを避けるためには、業者の巧みな話術に惑わされず、自分にとって必要かどうかを冷静に判断し、納得できる契約をすることが大切です。

相談件数の上位を 毎年占める「多重債務」

多重債務に関する相談は凶件あり、過去最高となりました。寄せられた相談の平均借入残高は約314万円で、合計額は約3億1千100万円でした。平成18年12月の貸金業法の大改正に始まり、19年には金融庁による「多重債務問題改善プログラム」が策定され、市では従来以上に積極的な取り組みを行っています。

巧妙化する振り込み詐欺・不当請求の新手口

商品・役務(サービス)別相談件数の上位10項目は、左表のとおりです。なかでも、インターネットや携帯サイト等、有料サイトの利用料に関する不当請求が再び増加に転じています。簡易メール(携帯電話番号)に送るメールを利用した架空請求や、複数回クリックさせて契約が成立したと思

商品・役務(サービス)別相談上位10項目	件数
1 運輸・通信サービス(簡易メール等による架空請求)	193
2 融資サービス(多重債務、自己破産、ヤミ金)	153
3 レンタル・リース・貸借(アパートの修繕・敷金返還)	60
4 保健・福祉サービス(社会保険や税金の還付金詐欺)	31
5 役務その他(耐震診断、弁護士、調査・査定サービス)	30
6 教室・講座(英会話教室、資格講座)	28
7 商品一般(商品が特定できない勧誘や架空請求)	27
8 書籍・印刷物(新聞)	25
9 工事・建築・加工(住宅リフォーム、耐震補強工事)	24
10 電報・電話(携帯電話サービス)	23
その他	421
総件数	1,015

「多重債務に陥ったら」 問題解決へ向けて

返済に追われながら、一人で悩んでいても、借金の問題は解決しません。一日も早く落ち着いた生活を取り戻していただくために、債務整理の方法などを紹介します。

債務整理の方法

債務整理には、左記の4つの方法があり、借金の総額や借り入れ時期、返済状況、収入、資産の状況等に依り、最適な方法を選択していくことになります。

その結果、返済を長期間続 けているケースでは、債務残 高が大幅に減ることがあり、 返し過ぎ(過払い)の状況に なっていることもあります。

債務整理にあたって

多くの貸金業者は、利息制限法の上限金利(年利15%・20%)を守らず、刑事罰の規定がある出資法の上限金利(29・2%)・未満の高い金利で貸し付けをしていました。そこで債務整理にあたっては、まず利息制限法による金利で債務を計算し直します。これを「引き直し計算」といいます。払い過ぎた利息を元本にあてて計算し、現在の債務残高を確定させます。

法律相談で助言を

まず具体的な助言を得るために、弁護士や司法書士等に法律相談を利用してください。その際、債務一覧表や家計の収支状況をまとめた資料も準備すると、相談がスムーズに進みます。なお、弁護士等が債務整理を受任した場合、その旨の通知を貸金業者が受け取ると、債務者への取り立てはできなくなります。

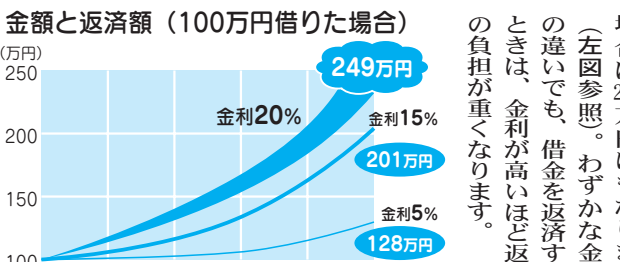
多重債務に陥らないために

借金は慎重に

生活苦や失業などにより、どうしてもお金が必要になったときには、まず親族や友人に相談することが大切です。また、社会福祉協議会の「緊急小口資金」や「離職者支援資金」など、低金利の貸付制度を利用できるかどうかについても検討してみましょう。

金利の違いに注意する

例えば100万円を借りた場合の5年後の負債額は、年利5%の場合は128万円ですが、15%の場合は201万円、20%の場合は249万円にもなります(左図参照)。わずかな金利の違いでも、借金を返済するときは、金利が高いほど返済の負担が重くなります。



また、多重債務者の相談に乗るといった電車内、新聞雑誌、チラシなどの広告にも気を付けてください。そこには、紹介屋・整理屋と手を組んだ提携弁護士や提携司法書士、あるいは紹介屋・整理屋同然のNPO法人による広告がはらんで見えます。

都の多重債務者生活再生事業をご利用ください

多重債務により生活困難な都民のかたを対象に、本人が自力再生を希望し、かつ返済が可能と認められる場合に、生活相談を実施のうえで資金の貸し付けを行い、生活の再生を支援する制度が始まりました。詳細は「生活サポート基金」☎03・5565・1190へお問い合わせください。

債務整理の4つの方法

任意整理

裁判所を通さずに、弁護士等の法律専門家と債権者が話し合い、引き直し計算により残った債務の返済方法について和解する。過払い金の返還請求ができる場合もある。

特定調停

債務者が簡易裁判所に申し立てをし、調停委員が債務者と債権者の間をあっせんする。引き直し計算により返済方法を見直すもので、債務者本人が手続きすることができる。

個人再生手続き

債務者が地方裁判所に申し立てをし、借金の一部を3年間程度で返済することを条件に、残債務を免除してもらう方法。住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合などに利用。

自己破産

債務者が地方裁判所に破産の申し立てをし、「自由財産」として認められる額を超えた財産があれば、債権者に分配し、残りの借金返済を全額免除してもらう方法。債務者に生活再建と再出発のチャンスを与えるのが目的。

多重債務で悩んでいたら まず相談を!

弁護士会の多重債務無料相談

○四谷法律相談センター ☎03-5214-5152
 ○立川法律相談センター ☎042-548-7790

※弁護士に委任すると弁護士費用が発生しますが、費用の分割払いに応じてもらえます。ぜひご相談ください。

弁護士費用がない場合

○テラス立川(日本司法支援センター) ☎050-3383-5327

※経済的に困りかたのための無料法律相談や、弁護士費用等の立て替えを行う民事法律扶助制度があります。

法律専門家に相談する前に相談したいときは、お気軽に市役所の消費生活相談室(市民生活課)へご相談ください